

勝浦町分別収集計画

徳島県勝浦町

令和7年6月

1 計画策定の意義

勝浦町は、水と緑にあふれる美しい自然に恵まれており、これらの自然を将来に継承することは、今日に生きる者の使命である。生活文化の高度化が進むなかで、環境衛生が重視され、人々がゆとりと潤いを持った生活を送ることができる環境づくりがますます重要となっている。また、生活環境の整備を推進するためには、住民の協力を得ることが必要不可欠な条件である。自然と調和した清潔な地域づくりを目指し、住民一人ひとりの美化意識を高め、環境美化に対する気運を広める活動が必要である。

大量消費に慣れた日常生活から生まれる廃棄物は増加し、その処理に高度な技術と多額の費用を要している。限りある資源を大切にすため、分別収集をさらに進め、リサイクルなどの資源を循環させるシステムに町民全体で取り組む必要がある。

こうした状況のなか「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づき、一般廃棄物の中で特に大きな割合を占めている容器包装廃棄物を消費者は分別排出し、市町村はそれを分別収集し、事業者はそれを再商品化することにより、消費者・市町村・事業者がそれぞれの責任を分担するなかで本計画を推進することによって、地域の容器包装廃棄物の4Rを推進し、環境負荷の少ない地域社会の実現を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するための基本的方向は次のとおりである。

- (1) 容器包装廃棄物の4Rであるリフューズ（発生抑止）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を基本とした地域社会づくり
- (2) 町民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、容器包装廃棄物の3Rに取り組むための連携及び協力を行うことによる環境負荷の低減
- (3) 容器包装廃棄物の4Rを推進するための施設整備、事業実施体制の確立

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	204t	199t	194t	189t	184t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、自治会、各種団体と話し合いを行い、町民、事業者のごみ処理に対する意識の把握を行う。

また、各地区の保健部長を中心とした住民協力のリサイクル活動の推進を行う。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

町内の学校や各種団体、事業者に次の環境教育、啓発活動を行う。

- ① 学校の授業や、各種団体の会議、リサイクルプラザの見学会などの機会を活用し、プラスチックゴミの海洋汚染や、ごみ処理費用の増大などの問題を町民や事業者に周知することにより、ごみの減量や再利用などの理解を深めてもらう。
- ② ごみの排出抑制、分別収集、再生利用の意義及び効果に関する教育啓発活動を行う。
- ③ ごみの適切な出し方や資源化のための分別や注意事項に関する印刷物を作成し、各家庭に配布して周知啓発を行う。

(2) 過剰包装の抑制

町商工会、町内商店に対して、次の過剰包装抑制活動を行う。

- ① 商品過剰包装の抑制を依頼し、簡易包装の推進と啓発を行う。
- ② 徳島県が推進しているエコショップ認定制度の周知を行い、認定店の増加による過剰包装抑制の推進を行う。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参

町民や事業者に対して、販売包装有料化、買物袋持参推進のために次の活動を行う。

- ① レジ袋等の容器包装を有料化する意義、効果を啓発し、理解を深めながら推進を行う。
- ② 買い物袋を持参するマイバッグ運動を、各種団体や事業者の協力により推進を行う。
- ③ エコショップ認定店による販売包装有料化、買い物袋持参の推進を行う。

(4) リターナブル容器、リサイクル製品の促進

事業者、町民に対して、リターナブル（回収再利用）容器、リサイクル（再資源化）製品の利用や販売を促進するために、次の活動を行う。

- ① リターナブル容器やリサイクル製品の環境によい長所を周知啓発し、理解を深めながら利用や販売の促進を行う。
- ② エコショップ認定店増加によるリターナブル容器やリサイクル製品の利用、販売の促進を行う。

(5) ボランティア団体への協力

現在、古紙の回収は町内ボランティア団体が運営実施しており、町も協力を行う。また、町民のボランティア団体活動への協力や新たなボランティア団体の育成を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として、紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのも。(原材料として、アルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって、飲料、しょうゆ等充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であって、上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」という。)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省庁で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	2t	2t	2t	2t	2t
主としてアルミ製の容器	11t	11t	11t	11t	11t
無色のガラス製容器	17t	16t	16t	16t	15t
茶色のガラス製容器	25t	24t	24t	24t	23t
その他のガラス製容器	7t	7t	6t	6t	6t

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2t	2t	2t	2t	2t
主として段ボール製の容器	52t	51t	51t	51t	50t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	2t ()	2t ()	2t ()	2t ()	2t ()
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	7t ()	7t ()	7t ()	7t ()	7t ()
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	32t (31t)	31t (30t)	31t (30t)	31t (30t)	30t (29t)
(うち白色トレイ)	1t ()	1t ()	1t ()	1t ()	1t ()

注 括弧内の量は、指定法人による取引ではなく、町が独自に処理を行う予定量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適応物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

- (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年3月）表20-1勝浦町におけるごみ処理の実績及び見通し（年間排出量：減量化・資源化施策を講じた場合の予測）から推測。
- (2) 人口変動率は、勝浦町第六次総合計画策定資料から令和8年度から令和12年度までの人口を推測。

年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
人口予測	4,535人	4,482人	4,428人	4,374人	4,320人
(対前年度比)	98.82%	98.83%	98.80%	98.78%	98.77%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、自治会等の町民団体が取り組んでいる分別ステーションでの回収及び、小売店での店頭回収の取扱を促すなど、その拡充を図ることとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬の段階	選別保管等段階
缶	スチール アルミ	資源ごみ (空き缶)	町委託運搬業者 が回収を行う	町委託業者にて選 別保管等を行う
びん	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	資源ごみ (空き瓶)	町委託運搬業者 が回収を行う	町委託業者にて選 別保管等を行う
紙	飲料用紙パック	資源ごみ (紙パック)	状況等を鑑み段階的に検討する	
	段ボール	資源ごみ (段ボール)	集積所まで個人 が持ち込む	ボランティアが選 別し保管する
	上記以外	資源ごみ (紙容器)	状況等を鑑み段階的に検討する	
ペットボトル		資源ごみ (ペットボトル)	集積所まで個人 が持ち込む	町委託業者にて選 別保管等を行う
プラスチック		資源ごみ (プラスチック製容器)	集積所まで個人 が持ち込む	町委託業者にて選 別保管等を行う
白色トレイ		資源ごみ (白色トレイ)	集積所まで個人 が持ち込む	町委託業者にて選 別保管等を行う

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管は旧焼却場（不燃物処理施設内）において行う。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と基準にしたがって適正に排出されるように、区長・保健部長と協力して啓発を行う。
- (2) プラスチック製容器包装（ペットボトル・白色トレイ以外）はリサイクル収集ごみ袋で回収を行う。
- (3) 紙（紙パック）の分別収集は、状況等を鑑み段階的に検討する。